市芦救援会通信

市芦救援会通信　通巻79号 95／7　＜1部100円＞　発行人　玉本　格
市芦救援会　〒659　芦屋市剣谷9　市芦分会気付　TEL0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会　〒650　神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程　1995年8月8日(火)AM10～12　申立人(石橋)主・反対尋問
8月31日(木)　〃　申立人(吉岡)　同　上
(会場：芦屋市役所東分庁舎2階会議室)

公判日程　9月12日(火)AM10　準備書面提出

被告答弁書は破廉恥な盗作
処分の違法性は覆い隠せず

市芦救援会事務局

去る七月一一日、神戸地裁において第二回公判が開かれ、原告、被告双方から準備書面が提出されました。原告側書面は、前回被告側答弁書への反論です。（後掲）

答弁書は、大阪吹田二中転任事件最高裁判決を例に挙げ、本件異動も「教育職を有したまま、不利益はない」として、訴えそのものが不適法と門前払いを求めたものです。しかも、答弁理由の骨格となる公務員の転任等について主張した部分が、実は右判決に係る上告人大阪府教委の提出した上告理由から一字一句ひき写したものなのです。引用文との明記もなく、答弁理由の五割が「盗作」という極めて破廉恥な書面であるのです。すぐにばれる嘘を平気でつく芦屋市教委との呼吸はピッタリです。

このような虚言、偽造、デッチ上げを得意とする被告側の違法性を、この八年間の市公平審で証言、書証により明らかにしてきました。公判にあたり、それらの膨大な資料から違法処分事実を整理した準備書面を作成し、九月以降に裁判所に提出していく予定です。

その後、証人尋問等によって被告を一層追及していく予定ですので、その節はご支援をよろしくお願いいたします。

次回市公平審は石橋先生の主尋問があります。本号に陳述書を掲載しています。末尾に指導員への転職に伴う経済的不利益の表もありますが、それにもまして、この十年近い年月を奪われたことは大きいものです。早期復帰をかちとるべく、皆様方のご支援を重ねてお願いします。

も／く／じ

神戸地裁第2回公判
盗作とペテンの答弁書を論破　違法処分を公判で追及しよう……市芦救援会事務局…… 2
準備書面(1)…… 2
陳述書……申立人　石橋　幹夫…… 4
活動日誌／夏季カンパのお願い／後記／16

神戸地裁第二回公判

盗作とペテンの答弁書を論破
違法処分を公判で追及しよう

答弁書は、「転任処分は身分、俸給等に異動を生ぜしめ、勤務場所、勤務内容等において何らかの不利益を伴うものでなければならない」とした判例として最高裁吹田二中事件判決をあげ、本件異動は不利益を受けていないとして訴えの却下を求めています。

答弁書の核心として、転任、行政処分、地公法上の不利益処分等について論じてますが、それらの部分がすべて「盗作」であるのです。吹田二中事件の上告人大阪府教委が作成した「上告理由」から原文そのまま一字一句違わずひき写しているのです。これが権力側の倫理といえます。

しかも、右事件が「同一市内における教員としての異動であることで、不利益な処分ではない」とした点について、市芦の本件処分についても不利益はないとの結論を導き出そうとしています。しかし、本件処分は教員から事務職員への転職であり、教員のままの異動とは本質的に違いがあり、右判決の「引用」（盗用）そのものが成り立たないのです。

加えて、右判決の解釈について被告が「引用」した『判例時報』においても、「本判決の射程距離は極めて限られたものであることに注意する必要がある」と明確に指摘しています。

この部分を被告側が意図的に引用除外しているのは言うまでもありません。

松本が教育長に就任して以降、公文書を偽造してまで停職処分をデッチ上げ、学期途中に市教委の承認も得ず強配し、市議会で虚偽資料、虚偽答弁により市芦教員定数削減条例を可決に導き大量の強配をするなど、被告側の規則、条例、法をまげての違法な権力濫用は枚挙にいとまがありません。

公平審で書証をもって明らかにしてきたそれらの処分の違法性について、公判の場でも集中的に追及していくことになります。

証言と事実証拠の積み重ねにより、被告を追いつめて処分取り消しをかちとっていく闘いを強化していくべく、多くの方々の引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

市芦救援会事務局

平成七年（行ウ）第一一号
懲戒処分等取消請求事件
準備書面(一)

原　告　鈴木紀之
　　外八名
被　告　芦屋市教育委員会

一九九五年七月一一日

右原告ら訴訟代理人
弁護士　分銅一臣
弁護士　在間秀和
弁護士　村田喬

神戸地方裁判所民事部六係　御中

一、被告の本案前の答弁について

被告は、訴状、請求の趣旨第三項、第四項について訴の却下を求めているが、右主張は次に述べるとおりいずれも理由のないものである。

1、被告は、原告鈴木、同森村、同滝山、同小川、同麻田、同石橋、同吉岡、同深澤の八名に対する本件人事異動が行政処分に該らない旨主張する。

しかし本件処分は、任命権者たる被告に付与されている権限の行使として行われたものであり、右原告らの身分、給与（俸給）に変動を生ぜしめているのであるから、行政処分であることは当然であ

る。

なお仮に身分、給与に変動を与えない処分であったとしても、勤務場所、勤務時間、職務内容等、当該職員の服務関係上の地位に変動を生じさせる異動であれば、行政上の処分と解されるのであるから、いずれにしろ本件処分が行政処分であり、原告らが行政事件訴訟法第九条による原告適格を有することは明らかである。

2、被告は、地方公務員法第四九条は懲戒処分と分限処分に限定されるべきであると主張するが、このように制限的に解釈すべき合理的な理由は存しない。

同条一項は、「懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合」と規定しているのであり、本件処分が原告らの意に反する不利益なものであることも明白である。

3、被告はさらに、仮に本件処分について、地方公務員法第四九条の適用があるとしても、不服申立の対象となる不利益な処分とは、当該処分が、直接、公務員に対し、法的効果が不利益を伴うものでなければならない旨主張し、最高裁昭和六一年一〇月二三日判決（所謂吹田二中事件）を引用している（なお付言するに、被告答弁書の「本案前の答弁の理由」第一項ないし第二項の文章は、右吹田二中事件における上告代理人が作成した上告理由をそのままひき写したものにすぎない。判例時報一二一九号一三〇頁参照）。

処分取消しの訴えは、「当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限って提起できる」（行政事件訴訟法第九条）とされているが、これは処分によって法的に保護するに値する何らかの不利益を被った者に対して原告適格を認めたものであり、原告らが本件処分によって様々な不利益を被っていることは訴状に詳述したとおりである。

被告の引用する前記最高裁判決の吹田二中事件は、同一市内の中学校間における配置換えであり、身分、俸給、職務内容等に変動はなく、勤務場所が変わるとはいえ特に不利益を与えることのない異動にすぎない。よって「右判決の射程距離は極めて限られたものであることに注意する必要がある」（右判決についての解説、判例時報一二一九号一二七頁参照）と指摘されるのは当然であり、身分、俸給、勤務場所、職務内容等に大きな変動を生じている本件とは全く異なる事案であって参考とはならない例であるといわざるを得ない。

4、ことに本件は一般公務員の場合ではなく、職務の特殊性から特別の身分保障が認められている教育公務員についてのものであり（教育基本法第六条二項、第一〇条一項、二項）、右身分保障規定は本件処分についても認められるべきである。

特に、「高校教諭」として採用され、長年市立芦屋高校の教壇に立ってきた原告らが、教育現場から放逐され、他の職種へ異動させられていること自体が原告らにとって最大の不利益であり、前記教員の身分保障規定に反していることは明白である。

なお被告は、原告らが教育職を保有したままであると主張し、その根拠として教育職の給料表の適用を受けているからであるという。

しかしこれは本末転倒の議論であり、教育職か否かは原告らが担当している職務内容自体によって判断されなければならない。

訴状に詳述したとおり原告らが担当している職務は一般行政事務にすぎない。

5、以上のところから明らかなとおり、原告らは本来保護されるべき利益を侵害され、様々な不利益を強いられているのであるから本件処分の取消しを求め得るのであり、被告の本案前の答弁は理由がない。

六二年(不)第五号事案

陳述書

一九九五年七月一三日

不服申立人　石橋幹夫

六二年度（不）第五号事案について以下のとおり陳述します。

1．本人経歴

一九七五年七月一日に「芦屋市公立学校教員に採用する。芦屋市立芦屋高等学校教諭に補する」という辞令を受け取り、理科の教員として採用されました。

その年度、三人の障害児が入学し、学校体制として障害児教育の充実拡充のため、教員の増員が計画され、そのため採用されたと聞いていました。

当時、担当する教科について、前田証人は「初めて就職されたときに、理科と、数学を半々で持つと言うようなことで、教育委員会の方からそういう意味合いでこちらに来てもらうから」と証言していますが（第二〇回前田証言P二五）、私には採用の時から理科の教員でという話でしか聞いていません。

ですから当初より、授業も理科の授業を担当しました。八七年三月配転を受けるまで教科は理科で専門科目は物理でした。

七五年から八七年三月まで、毎年担任をやってきました。生徒の学習課題と生活課題は密接に結びついており、担任として生活課題を乗り越えようとする彼らを支え励ますことが、教員として大切な仕事ではないかということでずっとやってきました。

また、教科の指導でも、市芦に入学してくる生徒の多くが理科嫌いになっています。そのため、すこしの機会でも、自然現象を観察でき、実際にふれられればということで、授業のなかに多くの実験を組み込んでやってきました。そのため、予備実験も含め教案作りの毎日がこの一一年間でした。

また組合活動については採用されると同時に、芦屋市立芦屋高等学校教職員組合に加入し、さらに八六年一二月には芦屋市地方労働組合協議会事務局次長に選ばれました。

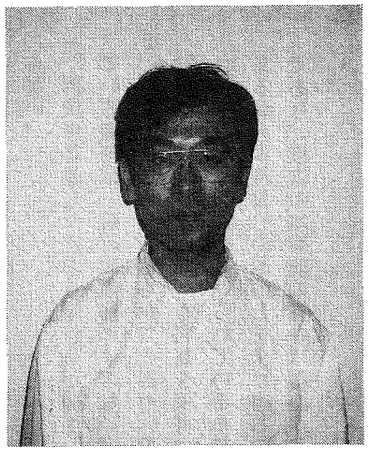

2．人事異動手続きの問題点

滝山陳述書(1)と同じ

3．教員身分を奪う人事異動

滝山陳述書(1)と同じ

4．配転の必要性について

滝山陳述書(1)と同じ

5．異常な処分経過

小川陳述書と同じ

6．条例無視の併任辞令による違法な配転

八七年四月一日、当時の管理部長である小林部長から三通の辞令を手渡されました。（甲第一四九号証　甲第一五〇号証　甲第一五一

号証）そのうち市長部局の発令した併任辞令（甲第一五一号証）には市長部局での私の職名は書かれていませんでした。

勿論、芦屋市職員のなかに職名のない職員はいないし、私と申立人吉岡以外にありません。

この併任辞令「被発令者　石橋幹夫　同和対策部上宮川文化センターに併任する」（甲第一五一号証）は芦屋市人事異動通知書及び懲戒処分書に関する規則（甲第一五二号証）の「第二条（一六）併任　任命権者を異にする他の事務部局の職員をその職にあるまま、当該職員が現に属する任命権者の同意を得て、他の職に任命すること」を表した文書です。なおこの条文の「職」と言う言葉は職名を意味しています。

しかし、この辞令は上記規則の第二条の文言にもあるように、他の職に任命することを表さなければならないにも関わらず何の職にも併任されていません。強いて辞令どおり解釈すれば「上宮川文化センター」という職名に併任されたとしか言いようがありません。施設名である「上宮川文化センター」に併任するなど行政的に考えられない荒唐無稽なものでした。

さらに、同規則（甲第一五二号証）「第九条　通知書の記入要領については、人事異動通知書記入要領（別記第一）によるものとする。」という条項があります。その別記第一（甲第一六一号証）には併任辞令の記入要領として、発令事項欄記入事項は「所属、職名または補職名に併任する」となっています。これに当てはめても、明らかに職名がありません。

ですから、この辞令に職名が記載されていないのは明らかに上記規則違反です。

芦屋市教育委員会は職名の記載のない辞令を発令したことの責任について、その辞令（私に発令された併任辞令　甲第一五一号証）を発令したのは「市長の（発令した）辞令で関与していない」（第四二回小林証言P八）と言い逃れをしています。

以下規則違反の辞令発令行為は芦屋市教育委員会にも責任のあることを述べます。

この辞令が発令されること自体、規則違反ですが、この辞令については小林証人は「市長の（発令した）辞令で関与していない」（第四二回小林証言P八）と証言しています。しかし、芦屋市教育委員会の私に発令した併任出向辞令（甲第一五〇号証）には、「市長の（発令した）　任命権者　兵庫県芦屋市教育委員会」と記載されています。

ここに書かれている併任という言葉は、芦屋市人事異動通知書及び懲戒処分書に関する規則（甲第一五二号証）第二条（五）によると、「他の任命権者が職員をその事務部局の職員に併任することについて、当該職員が現に属する任命権者が同意を与えること」です。

上記の規則によれば併任出向辞令（甲第一五〇号証）は、単に配置換のように勤務場所の変更を命じるようなものではなく、市長が私を市長部局の職員に併任するにあたって、現在の私の任命権者である教育委員会が同意を与えることを意味しています。つまり、市長の行った併任という任命行為に教育委員会が同意を与えることを意味しています。

また、甲第一五一号証の併任辞令では、市長は教育委員会の同意を得てから他の職に任命することを表しています。

甲第一五〇号証の併任出向辞令は併任することに同意を与え、甲第一五一号証の併任辞令は同意を得て併任することを意味しています。この二つの辞令はワンセットのものです。

小林証人も「職名は全員もっているでしょう」という質問に「はい」（第四一回小林証言P三四）と証言しているように、職名のない職員はいません。しかし、教育委員会は市長部局で私に職名がないような任命行為に同意したのです。

このように職名の記載のない併任辞令（甲第一五一号証）に教育委員会の責任はまぬが

れません。

小林証人は出向先の市長部局での私たちの職について、「どういう職か検討しなくてもよい」（第四二回小林証言P一三）と証言していますが、出向先の職名を検討することは上記規則を見れば火を見るより明らかです。

辞令発令の実務上の責任者である当時管理部長であった証人が証言通り市長部局での私たちの職名を「検討」せずに、職名のない辞令に同意をしたことは職務怠慢であり、手続上の大きな瑕疵です。

だから、併任出向辞令（甲第一五〇号証）と併任辞令（甲第一五一号証）の二通の辞令は発令者は異なりますが上に述べたように相互に関連したものであるので、その規則上違法な併任辞令（甲第一五一号証）に対しても、芦屋市教育委員会の責任は免れ得ないものです。

実際にはどういう職か検討したからこそ市長部局での職名の書きようがなかったのです。

「芦屋市の職名に関する規則」（甲第一五三号証）によれば、市長部局での事務吏員の職名は主事か主事補しかありません。どちらかにしか命じようがありません。主事補に命ずれば明らかに降任となります。なぜなら、芦屋市では主事補の職名は高卒で採用されて八年まで、大卒で採用されて四年までの職名です。かといって、主事には命じませんでした。教育委員会の指導員という職名が主事とは同格と考えなかったものと思われます。結局、市長部局での私たちの職名が書けませんでした。

一九八〇年度森村も私と同様に芦屋市教育委員会へ配転され、そこから市長部局同和対策部への併任辞令を発令されていました。その時の発令された辞令を私のと対照させて以下の表にまとめました。

（表）

	石橋（当時37歳）		森村（当時29歳）
号証番号	内容	号証番号	内容
甲149	指導員を命ずる 指導部同和教育課勤務を命ずる	甲178	指導主事を命ずる 芦屋市教育委員会指導部同和教育課勤務を命ずる
甲150	市長の事務部局に出向させる（併任）	甲180	市長の事務部局に出向させる（併任）
甲151	同和対策部上宮川文化センターに併任する	甲181	同和対策部同和対策課主事に併任する

森村に一九八〇年五月一日付けで市長が発令した併任辞令（甲第一八一号証）では「同和対策部同和対策課主事に併任する」と市長部局での職名が主事である旨を明確に記載しています。

上記の表を見ても分かるように、最初の辞令で森村は芦屋市教育委員会で指導主事に命じられており、私は指導員に命じられています。そのため森村は市長部局で主事に矛盾なく併任でき、私の場合はそうは出来なかったものと思われます。

つまり、芦屋市教育委員会で指導員という職名に対応する職名が市長部局にはありません。だから職名が記載されていません。市長部局で対応する職名がなくて、そのため辞令に職名を記載せずに発令するなど考えられないような規則違反をしてまで行った今回の配転の違法性がここにも現れています。

さらに、このことは、指導員が、法律、条例にまったく規定のない職で法的な位置づけが不明確であることの一つの証です。

私たちの上宮川文化センターへの異動は、最も人事異動に関する基本文書である辞令に職名が記載出来ないくらい矛盾に満ちたもので、この出向は条例規則の上からも明らかに違法なものです。

7. 配転理由と配転先の公務の必要性とその不存在

処分者側は配転理由として答弁書（昭和六二年六月二二日付）で「芦屋市及び同市教育委員会はかねてより芦屋市立上宮川文化センターでの学力促進学級の運営につき従来の市内公立学校教員の自由参加指導方式を専任者指導方式に改善し、同学級の充実を図ることを考えていた。そこで、芦屋市及び同市教育委員会は、理数系教科の指導等を含む同学級の充実を期待して、教職経験が豊かで、しかも理科のほか同学級で数学の指導経験もある申立人に、指導員として上宮川文化センターに併任」したと配転理由と公務の必要性を述べていますが、以下そのような事実のないことを陳述します。

(1)教職経験のいらない業務

上宮川文化センターは一九八六年五月一日に開館されました。一九六三年より上宮川会館として開設されていたものが、八六年、新しく上宮川文化センターと名称を変え「（1）社会福祉法による隣保事業と（2）児童福祉法による児童館事業」（甲第一四四号証―上宮川文化センターの設置管理条例）などを行う、隣保館と児童館の併設館として設置せられた施設です。

また、上宮川文化センターで行われている学力促進学級の経過は『上宮川文化センターの運営のあり方についての中間答申』（甲第一五四号証―八八年一二月二八日付）によれば「昭和三六年からは地区の子供の学力補充のために、上宮川地区協議会による地区の自主活動として大学生等が勉強会を共同浴場の二階で実施していた。そして、昭和三八年に上宮川会館が開設されたことを機会に、子供の学習事業は会館事業に組み入れられた。その後、昭和四七年から市内の教職員の参加を得て学力促進学級として運営されて現在に至っている」と書かれています。

ですから配転当初の八七年度、学力促進学級は小学校、中学校、高校の市内の公立学校の教員が参加してなされていました。

八七年度事務分担表（甲第一五五号証）を見ても分かるように、私は教育事業の学力促進学級（高校生）の事務分担となりました。その学力促進学級は、ほぼ毎回一～三人の参加状況で、先生は三人以上の参加があり、学習は必ず先生一人に生徒一人というマンツウマンの形で行われていました。

私の担当する業務は学力促進学級の実施される日、子供たちと先生が勉強をする部屋の解錠、施錠、机、椅子、棚の整理整頓と子供たちへの夕食用のパンの準備、子供たち、先生方の出席簿の管理などでした。

その他には、月初めに出席簿から先生方の学力促進学級への参加回数を出し、その先生方への報償費の計算と、後、そのお金が出金されたら公用車でもって各学校の先生へ配って回ることがその業務でした。これらの業務は私たちが配転される以前は文化センターの一般事務職員がやっていた仕事です。別段教職経験を生かすようなものではありません。

このように学力促進学級の仕事とはいっても実際に生徒に教えることはなく、まして理数系の充実というような教科の中身に関わるような仕事はいっさいありませんでした。文化センターの上司からも学力促進学級実施にあたっての条件整備が仕事であると言われはしましたが、学力促進学級の理数系教科の充実をして欲しいというようなことは言われませんでした。

(2)学力促進学級の運営方法の変更を配転理由とする処分者側主張の破綻

市教委は学力促進学級の運営方法の変更を理由に私を配転したと主張していますが、以下そのような理由はまったく破綻していることを述べます。

学力促進学級の運営は配転された八七年度と、その翌年度八八年度は以前と同様の形態

で行なわれていました。

が、やっと八九年度四月から学力促進学級が芦屋市教育委員会のいう「専任者指導方式」に変更されて実施されることになりました。

実は「専任者指導方式」への変更は、八八年一二月二八日に上宮川文化センター運営審議会（以下審議会という）の出した『上宮川文化センターの運営のあり方についての中間答申』（甲第一五四号証）に基づいてはじめて実施されたものです。

この中間答申は審議会が八六年九月四日付けで市長からあった諮問に応じて、学力促進学級について二年以上にわたって審議し、その結果を答申したものです。

この審議会は「芦屋市立上宮川文化センターの設置および管理に関する条例」（甲第一四四号証）の「第一三条　市長の諮問に応じ、センターの運営に関する重要事項を調査審議するため、審議会を置く」に基づいて組織されたものです。

審議会の委員のなかには、行政機関の職員として、助役、教育長、福祉部長が入っています。

私たちが配転された八七年四月段階では、市長の諮問後わずか半年しか経っていません。学力促進学級の運営方法などについてはまだ審議会で審議中で、その結論は出ていません。そのことは当時、審議会の委員として入っていた松本教育長は当然知らないはずはありません。小林証人も「二人が配転された六二年四月一日段階では、学力促進学級を、具体的に専任方式でいつから実施するかと言う話は決まってなかったでしょう。」という尋問に「決まっていなかった」（第四二回小林証言P二四）と証言しています。

それにもかかわらず、中間答申の出る二年も前の八七年四月一日の段階で、私を上宮川文化センターに配転しました。

つまり上宮川文化センターからの要求があって、私を配置したのではなくて、芦屋市教育委員会のみが審議会の学力促進学級に関する答申も待たず、一方的に上宮川文化センターへ配転したのが今回の経過です。

このように、芦屋市教育委員会は学力促進学級の運営方法の変更についての審議会の答申が出る前に私を配転しているところからして、私に対する配転理由は学力促進学級の運営方法の変更にあるのではなくて、これはただ私を芦屋市立芦屋高等学校から排除することのみを目的としたものです。

(3)専任指導者を担当していないことについて

学力促進学級の運営方法が八九年度から「専任者指導方式」に変更されました。しかし、処分者側の配転理由とは異なって、学力促進学級の教科指導も、さらには学力促進学級の業務すら担当しなくなったことを以下に述べます。

八九年度私の事務分担は学力促進学級（教育事業）と啓発事業になりました。

学力促進学級において、専任の教科指導者として新たにアルバイトで、河内、岩崎、筒井、山中、灘本の五人を雇用（甲第一五九号証）しました。彼らのうち、三人は教職経験もなく、さらに一人は教員免許状すら持っていません。

私たちの学力促進学級での職務分担は学力促進学級実施要項（甲第一五九号証）にも明確に書かれていますが、「センター職員としての、事業実施上の諸実務、関係書類の整理、教室の整備、保全、営繕、管理」となりました。しかし、実際にはこれらの業務は担当係長一人で十分行えるということで、実質的に私の担当はもう一方の啓発事業担当ということになりました。

そこでは主に講演会記録のテープおこしとその記録集の発行などを行っていました。

さらに地区記録ということで地区内の取り壊される家屋等を指示に基づいてビデオで撮影して残すような業務がもっぱらとなりました。これも今まで一般事務職の職員がやっていた仕事でした。

九〇年度からは教育事業からもはずれて、

啓発事業担当のみになりました。

これは九二年四月、図書館へ配転させられるまで変わりありませんでした。

芦屋市教育委員会は「理数系教科の指導等を含む学力促進学級の充実を期待して」（八七年六月二二日処分者側答弁書）配転したにも拘らず、私の担当業務は最初の二年間も、また学力促進学級の運営方法が「専任者指導方式」に変更され、実施されてからもその学力促進学級の教科指導に関わるようなものではありませんでした。

さらには九〇年度以降は事務分掌としての学力促進学級もはずれて啓発事業のみの担当になりました。上宮川文化センターへの配転理由、「学力促進学級の充実を期待して」という理由が、実質的に破綻したことをこの事実が如実に示しています。

8．本人特定の理由の不合理性

「理数系教科の指導等を含む同学級の充実を期待して、教職経験が豊かで、しかも理科のほか同学級で数学の指導経験もある申立人」（答弁書　昭和六二年六月二二日付）という処分者のいう特定理由は私を特定する理由にならないことを以下に述べます。

証言で小林証人は「専任の先生を置いて、そこでカリキュラムを組んでもらって、専属的に学力促進学級の業務に従事すると言うことのほうがいいんではないかというぐあいに考えておりましたので、その辺で石橋先生にも行ってもらったと。理数系の先生ですけども行ってもらったと。文科系よりも特に理数系の基礎学力をもちろん国語の先生なんかも行っておられるわけですけども特に理数系の先生と言うことで配置しました」（第二四回小林証言P二三三）と私を配転した理由を証言しています。

実際に学力促進学級で実施されていた教科は数学、国語、英語です。だから「同学級の充実」を芦屋市教育委員会が真剣に検討していたならば、数学、国語、英語科の教員を配置すべきです。その三教科の教員で一〇年以上の教員は八人もいます。（市立芦屋高校教員名簿　甲第六〇号証より）その三教科から配置すべきで、理科の教員をあえて配置する必要はありません。

しかも、一九八八年一二月二八日に出された、学力促進学級の運営方法を検討した『上宮川文化センターの運営のあり方についての中間答申』（甲第一五四号証）のなかには「基礎学力の向上を図る」（甲第一五四号証P四）とは書かれていますが、「特に理数系教科の充実」などということは一言も書かれていません。

前述のように学力促進学級で実施されていた教科は理数系ということでいうと数学です。だから処分者側のいうように特に「理数系の基礎学力」を伸ばしたいというのなら、理科でなくて数学科の教員が選ばれるべきです。しかし、私は、前田校長も「免許も持っておられない」（第二〇回前田証言P二六）と証言しているように数学の教員免許は持っていませんし、「学校で数学を教えておられません」（第二〇回前田証言P二六）とも証言しているように、学校でも数学を担当したことは勿論ありません。

処分者側は「理数系教科」とたびたび述べていますが、「理数系」という言葉でもって、意図的に数学と理科を混同しています。例えば、答弁書の「理数系教科の指導」とか「理数系の基礎学力」「理数系の先生」（第二四回小林証言P三三）など、この場合すべて、正確にいうなら「理数系」でなく「数学」です。なぜなら、学力促進学級で実施されていたのは「数学」ですし、変更後も実施されていたのはやはり数学です。数学のカリキュラムをつくり教えることの出来るのは数学科の教員です。ここに処分者側の主張の大きな誤魔化しがあります。学力促進学級で理科の教員に数学のカリキュラムを作らせ、数学を担当させようと、教科の専門制を無視し、まるで大学生の家庭教師のアルバイトというような発想でしかありません。それがあえておく

「専任の先生」なのでしょうか。

だから、学力促進学級について芦屋市教育委員会のいう「理数系の方を特にのばしていきたい」（第二〇回前田証言P二四）からという理由は、学力促進学級の状況を知っていながら私を配転するための、こじつけた理由だということがこの事からも明らかだと思います。

さらに私が選ばれた理由として、一九八七年六月二二日付けの芦屋市教育委員会の答弁書に「同学級で数学の指導経験もある申立人に」と書かれています。

しかし、私以外にも市芦には学力促進学級に参加した教員は多数います。

ちなみに八五年一月から八七年三月までの期間で、参加した市芦の教員のうち国語科吉沢の二二三回、数学科栃尾一二六回をはじめとして多くの教員が参加していました。学力促進学級の指導経験の豊富さでは特に私がと言うことにはなりません。

それにしても私はあらためて思います。なぜ芦屋市教育委員会は、行政的な手順である審議会の中間答申も待たずに、学力促進学級の変更のためだと、さらに、学力促進学級の「特に理数系の充実」などとありもしない理由を持ち出したのか、それは、私を市芦から排除するために思いついた理由だとしか考えられません。

「持ち上がり」については森村陳述書（甲第二九六号証）と同じ。

9．勤務時間における不利益変更

(1)強いられた変則勤務

上宮川文化センターに配転され勤務時間の割り振りの大幅な変更が八七年四月二一日からなされ不利益な取扱を受けました。

私たちが配転される以前は上宮川文化センターの職員は勿論全員、勤務時間は八時四五分から一七時一五分でした。

でも私と吉岡の上宮川文化センターでの勤務の状態は、処分者側提出の第二準備書面でも述べられているように、八七年四月二〇日までは『八時四五分から一七時一五分』の勤務時間で、四月二一日から夏休みが始まるまで『一二時三〇分から二一時』までの勤務になりました。夏休み中は『八時四五分から一七時一五分』の勤務になり、二学期は『一二時三〇分から二一時』になり、冬休みが始まると『八時四五分から一七時一五分』。また三学期が始まると『一二時三〇分から二一時』になりました。さらに春休みになると『八時四五分から一七時一五分』になりました。この割り振りが一年間で六回のように勤務時間の割り振りの変更はなく、私たち二人だけが不当にも、非常に変則的な勤務時間を強いられることになりました。

そのため、配転後の私の生活は以前とは大幅に異なったものになりました。

朝一一時くらいに朝食をとり、家に帰ってからは午後一〇時過ぎに夕食と、家族のなかで一人異なった生活をしいられ、体がその生活パターンに慣れるまもなく、休みに入りまた普通の九時から五時の普通の生活のパターンに戻り、再度学期が始まる一人ずれたリズムになると、非常に不自然な生活を一年間強制されました。

八七年度事務分担表（甲第一五五号証）を見ても分かるように、この年度でも同文化センターの他の職員、松尾、寺本、乙井、西岡、山口、山本、春木の七名ですが、私たち同様に学力促進学級を担当していることが分かります。にもかかわらず、彼ら七名には勤務時間の割振りの変更はなく、私たち二人だけが不当にも、非常に変則的な勤務時間を強いられることになりました。

これは八七年度勤務時間の定め（甲第二三二の五号証）を子細にみても分かります。芦屋市全職場の一般事務職で、始業が一二時三〇分、終業が二一時などという職場はありません。勿論季節によってその勤務時間の割振りが変わるなどという職場もありません。

さらに、同一職場で同一の仕事をしていて、特定の職員だけがこのように大幅に勤務時間の割振りが異なるというような職場はありま

せん。

またこのような一年の中で大幅な変則勤務、学期中と休み期間中とでまた勤務時間の割り振りが異なるというような勤務体系は、定時制高校における勤務時間よりもさらに変則的なものです。

しかし、定時制高校の教員にはそれにみあった定時制通信制教育手当（甲第一六九号証）と夜間定時制等勤務手当（甲第一七〇号証）が支給されていますが芦屋市にはそのような手当すらありませんでした。

一方的に変則勤務の苦痛だけを強いるものでした。

(2)市芦組合員だけの不当な勤務時間

この変則勤務は八八年度からは結果的に解消されました。

上宮川文化センターには私たちが配転された当時、私たちと同じく芦屋市教育委員会同和教育課から出向していた春木指導主事がいました。（ただし、彼女は教育現場から配転されたのでもなく、採用されてから一度も学校現場に勤務したことはありません。）

八七年度事務分担表（甲第一五五号証）を見ても分かるように、彼女も同じく学力促進学級担当でありながら勤務時間は他のセンターの学力促進学級担当の職員と同じように八時四五分から一七時一五分でした。

同じように同和教育課から出向している職員で、同じ学力促進学級担当でありながら、彼女は通常の勤務体制でした。

八七年度末、八八年三月ごろ、彼女にも、私たちが一年間強いられた変則勤務で来年度（八八年度）から勤務するようにという指示が芦屋市教育委員会からありました。

しかし、そのことには同意できないということを、彼女が彼女の所属している芦屋市職員労働組合を通して抗議すると、即、変則勤務の話はつぶれてしまいました。

それと同時に、私たちも八八年度からは通常の勤務時間になりました。

芦屋市教育委員会は私たちに八七年四月二一日から、一方的に勤務時間の割振りの大幅な変更を命じました。そのことについて私たちは組合を通して芦屋市教育委員会に元に戻すようにたびたび要求し、抗議しつづけましたが、（甲第三一四号証―勤務条件に関する要求書八七年七月三日付、甲第三一五号証―要求書八七年一一月二六日付、甲第三一六号証―要求書八八年一月八日付）この一年間いられることはありませんでした。

しかし、他方、当局は芦屋市職員労働組合とでは本人の申し出があれば即座に対応し、そのような変則勤務をとりさげています。

このような所属組合の違いによる差別的な取り扱いこそが不当労働行為といわざるをえません。

10．私の組合活動に対する不当な介入

一九八六年九月九日、私は午後授業がなかったので、学年代表の滝山に年休を取る旨を連絡して、執行委員の代理として支部執行委員会へ出席しました。井上教頭は滝山からの私の年休の連絡を事後だと言って、まったく認めようとしませんでした。翌日、私が年休届けを教頭に書類で提出したにもかかわらず、また前日と同じように事後だと言うことで年休の届出を受理しませんでした。当局は一方的に賃金カットをしてきました。そのため私は六八六八円の経済的不利益を被りました。（甲第七一号証―石橋給料明細書）

このように年休の届出が事後だからといって、認めないということは私が市芦に奉職して以来、また以後もいっさいありませんでしたし、九月以降にも、他の職員には事後でも年休届けを提出するように言っています。だから事後というのがその本当の理由ではありません。それは、私の場合は組合活動のための年休だったからです。

この点は、長瀬の八六年一二月一八日の件でも（経過は甲第七三号証に）、事後に校長は年休を出すように指導していたことをこの

審理廷の証言において認めています。申立代理人の「長瀬さんに対して事後的に年休届けを出せというふうに言い続けておられたんじゃないですか」との問いに、「まあ、年休を出せば、出してもらえれば、その辺は賃金カットにならんで済むというようなことに配慮をしたと思いますが」（第二〇回前田証言Ｐ四五）と証言しています。

さらに、吉岡の八七年一月九日の件でも明らかです。それは甲第七三号証でその経過はあきらかですが、その時にも前田校長は事後に吉岡に年休届を出すようにと指導したことは認めており、それはこの審理廷でも証言しています。「年休届けを出して欲しいということを言ったようなことが、ちょっと記憶にあるくらいで」とこの審理廷で証言しています。（第二〇回前田証言Ｐ四三）

芦屋市職員労働組合など市の職員組合では組合員は年休を取って組合活動に参加しています。その年休を認めないということは勿論ありません。しかし、私が、組合活動のために年休取得を申請しても、それを意図的に認めようとはしませんでした。

当時の当局の私たちの組合に対する姿勢が如実に現れています。このことは、私たちの組合に対する不当労働行為にほかなりません。とうてい認めることの出来ないものです。

ところで市教委は八七年三月一二日に、「昭和六一年九月五日に三時間五七分の欠勤をした」との理由で（甲第七〇号証訓告書）私に文書訓告の処分を加えてきました。しかし、私はこの処分対象となった日時には勤務に就いており欠勤の事実はありません。

従って考えられることは市教委が、九月九日の事案を九月五日と誤って処分した可能性が考えられます。もしそうであるとしたら、あまりにも杜撰な処分です。

私は処分がなされたあと、欠勤した事実がないと指摘しましたが、当局はまったく無視しました。これは、市教委の組合に対する強権的な対応を示しています。

仮に、日にちの問題はおくとしても、この懲戒処分は苛酷であり、処分発令の時期からして恣意的なものです。

文書訓告の苛酷さについて指摘します。

市の職員に対する懲戒処分の基準は以下の通りです。

「懲戒処分に関する基準」（甲第二四一号証の六）

欠勤日数	措置の程度
〜五日	所属長の口頭訓告
六日〜一〇日	文書による訓告
一一日〜一五日	戒告
一六日〜	減給、停職、懲戒免職 もしくは分限免職

上記基準によれば、五日までの欠勤は所属長による口頭訓告で、文書訓告は六日から一〇日までの欠勤に対してです。半日の欠勤に対して文書訓告という処分は上記基準を異常に超えたものです。それは組合活動をした私に対する〇喝としか考えられません。

次にこの処分は事案発生後六カ月以上たってなされたという問題点があります。

八七年二月から三月にかけて組合と市教委は緊張関係がもっとも高まっていた時期でした。

処分発令された一ケ月前の二月一三日、市教委は市芦教員定数を五七名から三二名にする削減案を非公開で決定しました。職員は二月二六日の新聞（甲第一〇七〜一〇九号証）の「市立芦屋高校を大幅改革、教職員九人減、カリキュラムも改編」という報道によってはじめて定数削減、カリキュラム改編などを知りました。翌日の二七日には「希望退職者募集」（甲第三三号証）が組合との協議もなく、突然すべての教員に配布されていました。

さらに、三月六日の職員会議では、「九名削減で、地公法第二八条の分限免職の適用もあり得る」との脅しがかけられました。また、同日の職員会議で定数削減、カリキュラム改編にどのような問題点があるかを検討した「カリキュラム案への意見書」（乙第七三〜七八号証）が出されましたが、まったく無視さ

れていきました。

そして、三月一二日には定数条例の改正がはかられた総務常任委員会が開かれ、さらには定員内三三名の不合格を出した入試が控えていました。このように組合と当局との関係で最も緊張の高まっていた時期になされた処分です。

こういう時期をねらって行われたのは、組合に対して打撃を与えることを意図してとしか考えられません。この発令の時期の異常さからして、この処分が恣意的になされたことを示しています。

以上、九月九日の年休不受理と、三月一二日の事実誤認の文書訓告は、私の組合活動を忌避して行われたもので、さらに市芦の組合に対する不当労働行為そのものでもありとうてい許すことは出来ません。

11. 私の教育活動に対する介入

教科は理科を担当して一一年あまりやってきました。

市芦に入学してくる生徒は数学に分数の計算が出来ない生徒が二〇パーセントを越えている学力実態で、さらに理科においては、たとえば化学記号については水素の原子記号はHであることを知らない生徒が三分の一以上いますし、水の分子記号を正確に覚えているのは一割くらいです。

だから小・中学校でたいていの生徒は理科嫌いになってきています。そういうような生徒に対して、たとえば物理の計算問題や化学反応式などの練習問題をやるというような座学だけでは、また同じように理科嫌いの生徒を作るだけということになります。

そのため、単に科学的知識を文字で伝達するだけではなく、より本質的な問題を実験などで多数提示することで、化学や物理における法則などのより深い理解が出来ると考え、実験を授業の中に多数組み込んでやってきました。

また、市芦に入ってきた生徒の多くは、中学校まで、実験などでは他の生徒がやっているのを見ていただけの生徒たちも少なくありません。だから、すべての生徒が実際に自分で実験器具を扱って実験を行えるようにしてきました。そのことで、直接、自然現象にふれ、その理解を深めようという意味もありました。

授業の流れに沿った実験を考え、その実験も生徒全員が安全に行えるよう、何回も何回も予備実験をしなければなりませんでした。また一回の授業ごとに生徒の反応を確かめ、再度、発問を練り直し教案を作りなおすということの繰り返しでした。

今まで理科嫌いであった生徒たちが、授業の中での発問に積極的に発言したり、実験も進んでやるような姿が授業で見られた時や、「物理は数式ばかりで難しいものだと思っていたが少しわかった」という授業についての生徒の感想文を見る時など理科の教員としての充実感を感じるときでした。

強制配転を受けるまで、私は担任をやってきました。

市芦に入学してきた生徒はそれぞれが何らかの生活課題を持っていて、そのことのために、低学力であったり、表面上は荒れざるを得なかったりした子どもたちが少なくありません。そして、そのような生徒たちは親の「高校だけは出て欲しい」という願いや中学校の先生の真摯な指導もあって、かろうじて市芦の門をくぐってきました。

しかし、高校へ入学したからといって、すぐに学習に取り組めるということにはなりません。

彼ら一人一人が抱えている課題を自らが乗り越えることでしか、もう一度学習しようという意欲は生まれてきません。

それは、奨学生同志、就職生同志の関係の中や、クラスの生徒同志の新たな関係の中で、自分の課題を見つめ直し、乗り越えていくき

っかけをつかんでいきます。

そういう、生徒同志の出会いを色々な機会で作ることが市芦の教員の仕事であったし、それが市芦へ入学してきた生徒たちの後期中等教育を保障することにもなります。

私が担任をした生徒の言葉を卒業文集のなかからあげておきます。

「母に奨学金を取りたくないと、泣きながら言いました。母は奨学金を取ってたら助かると言ったけれど私はずっと、いややと言い張っていたのです。今から思うと母の気持ちも考えずに自分のわがままで、随分ひどいことをしたなあと思います。一年の頃はそんな感じで奨学金を取ることに対してすごくこだわりを持っていた私は奨学生集会にもほとんど出ませんでした。

けれども二年の文化祭で見た『いも虫の唄』が私の考えを変えたと思います。この劇は三年生の奨学生達が自分達の手で作って行ったものでした。

私は劇を見ていて感激のあまり涙があふれてきました。誰でも一度くらいはなんでこんな家に生まれてきたんやろかと親を恨んだことがあるのを知りました。

劇に出ていた人達は皆それを乗り越えて強く大きくなっているように見えました。強くなると言うのはただ人前で自分の隠しておきたい所を隠さずに言うだけではありません。それにさらに大切なのは今まで自分が親に対して辛くあたってきたことや、奨学金を取ることで自分がこだわってきたことに気づくことだということです。私も劇を観ていつまでも人の目を気にしてビクビクしていたらあかん。あの人達みたいに強くなりたいと思うようになりました。それでクラスで自分のことを話そうと決心しました。

私は市芦で〝強くなる〟ということを学びました。これから大学へ行ったり社会へ出たり、いろんな人の道があるけど、私は就職してこれを生かして行きたいと思います」

この生徒は、奨学生の劇を観たことがきっかけで、「なぜこんな家に」と、母親につらくあたっていた自分の姿に気づきました。また、クラスのホームルームの中でそういう自分を明らかにすることで、『この生徒』と『奨学生の劇』という関係がクラスの中にも同様に生み出されました。そういう生徒同志の関係を作り上げることで初めて、三年間、生徒たちがお互い励ましあいながら、卒業へ向けて高校生活をおくることが出来ます。

担任をしたクラスのなかに、そういう生徒同志の繋がりを作ることが、担任の仕事の大切なものの一つです。そのことが生徒たちの就学を保障し、進路を保障し、教育権を保障することにもなります。

今回、私を強制的に配転し、行政職にすることは、私のそのような仕事を奪い、さらには生徒たちの教育権を奪うことです。

12. 身分変更に伴う経済的不利益

教諭から指導員への転職による経済的不利益は別表の通りです。以下その説明をします。なお、九五年度以降の給料月額は九五年四月現在の教育職給料表（一）を適用しました。

教職調整額（乙第三三号証―国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づくもの）と義務教育等教員特別手当（乙第三四号証―学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法に基づくもの）は強配後の八七年四月分の給料からなくなりました。

一年間で「義務教育等教員特別手当（月額）×一二ヶ月＝義務教育等教員特別手当（年間）」が減額となりました。

一年間で「教職調整額（月額）×一二ヶ月＝教職調整額（年間）」が減額となりました。

一時金の計算では教員の場合、算定の基礎となる給料月額は教職調整額を含んだものとなります。ですから、一年間で一時金が仮に五ヶ月分支給のされるものとすると、「教職

調整額（月額）×五ヶ月＝教職調整額一時金相当分（年間）」が減額となります。

六〇歳定年まで仮にこのまま指導員として置かれたとして、義務教育等教員特別手当の減額合計、四七七万九六〇〇円、教職調整額の減額合計、五三七万一三二〇円、また、教職調整額の一時金相当分の減額合計は二二三万八〇八二円となります。

さらに退職金を計算するときの算定の基礎となる給料月額も、教員として退職すればその中に教職調整額を含んだものになります。そのため指導員として退職すれば、退職金のうちの教職調整額相当分の一三〇万七六七一円が減額となります。退職金の件については、市教委の真砂次長も八八年一一月二四日の組合交渉の場で「このままでは退職金で不利益を被るので、そうならないようにしたい」と述べ、市教委も指導員のままの退職は不利益になるという認識はありました。

だから退職まで事務吏員の指導員のまま置かれていたなら、少なく見積もっても合計一三六九万六六四一円の経済的不利益を被ることになります。

13. 図書館へ再度の強制配転

九二年四月図書館へ配転させられました。教員であった私がそれほど図書館で求められていたのでしょうか。それは行政職の職員で充分できる職務内容でした。以下述べますように「教職経験」を生かす必要のない職場でした。

そこでの当初の業務は総務担当ということでした。図書館の全職員が平等にやっている総務以外でやっている総務のための本カウンター等の業務としては連絡のための本庁への一往復の公用車の運転、さらに駐車場の入場機、発券機等の管理です。

毎月の業務として図書館の広報紙の発送用封筒の宛名書き、一ヶ月分の駐車料金の取り出し、公用車の運行管理報告書の作成などで、これもまた以前は行政職の職員が行っていた業務でなんら教職経験生かすような仕事ではありません。

上宮川文化センターで私と吉岡の後任は補充されませんでした。九二年図書館へ配転させられる時はすでに学力促進学級に関する業務からははずれており、処分者側の言う当初の配転理由は消滅していました。そのうえ上宮川文化センターから異動させられると言うことは、そのことを当局も認めたことではないかと思われます。

それならば、図書館でなくて学校現場へかえすべきではないでしょうか。その時期は絶好の機会でした。

この年度末市芦では理科の教員が一人退職しています。後任を捜していました。それならば私を市芦へ戻せばよかったのです。しかし、そうはしませんでした。

そのことで、九三年一一月組合との交渉の席上、教育委員会の管理部教職員課の人事担当の竹本管理主事は、九二年度の市芦理科の教員の人事について回答しましたが、その主旨は「理科の教員を捜すにあたって、県の名簿に理科の教員がいなくて、困った。高校の採用者名簿に人がいなかったために、高校教員採用試験に合格していない人をやむをえず市芦の理科の教員として採用した」というものでした。

そんなことをしなくても私を戻せばすむことです。

そのように理科の高校教員が不足している状況下で採用試験に合格していない人を採用する一方で、もともと理科の教員である私を市芦でなく図書館へ配転しました。当局にとっても上宮川文化センターでの業務の必要性もなくなり、配転することを考えていたのなら、芦屋市立芦屋高等学校へ戻すことが筋です。

私を行政職にしておく理由は何もありません。この時に当然戻してしかるべきです。でも当局はそうはしませんでした。

それは唯一私を市芦から排除するためとし

か言いようがありません。

以上陳述したように、処分者側の私への配転理由は存在しません。今回の私への配転処分は教員としての仕事を一方的に奪う不当な処分だと思います。一刻も早い現場復帰を訴えます。

別表　　教諭から指導員への転職にともなう経済的不利益

年度	年齢	号級	給料	義務教育等教員特別手当（月額）	義務教育等教員特別手当（年間）	教職調整額（月額）	教職調整額（年間）	教職調整額一時金相当分（年間）
1987	37	23	287,900	13,300	159,600	12,667	152,004	63,335
1988	38	25	308,900	14,000	168,000	13,591	163,092	67,955
1989	39	26	324,600	14,400	172,800	14,282	171,384	71,410
1990	40	27	342,200	14,700	176,400	15,056	180,672	75,280
1991	41	29	369,200	15,400	184,800	16,244	194,928	81,220
1992	42	30	388,900	15,700	188,400	17,111	205,332	85,555
1993	43	31	406,700	16,000	192,000	17,894	214,728	89,470
1994	44	32	422,600	16,300	195,600	18,594	223,128	92,970
1995	45	33	429,600	16,500	198,000	18,902	226,824	94,510
1996	46	34	435,400	16,800	201,600	19,157	229,884	95,785
1997	47	35	440,600	17,000	204,000	19,386	232,632	96,930
1998	48	36	445,500	17,200	206,400	19,602	235,224	98,010
1999	49	37	450,000	17,400	208,800	19,800	237,600	99,000
2000	50	38	453,000	17,600	211,200	19,932	239,184	99,660
2001	51	39	456,000	17,600	211,200	20,064	240,768	100,320
2002	52	40	459,000	17,600	211,200	20,196	242,352	100,980
2003	53	41	462,000	17,600	211,200	20,328	243,936	101,640
2004	54	42	465,000	17,600	211,200	20,460	245,520	102,300
2005	55	43	468,000	17,600	211,200	20,592	247,104	102,960
2006	56	44	468,000	17,600	211,200	20,592	247,104	102,960
2007	57	45	471,000	17,600	211,200	20,724	248,688	103,620
2008	58	46	471,000	17,600	211,200	20,724	248,688	103,620
2009	59	47	474,000	17,600	211,200	20,856	250,272	104,280
2010	60	48	474,000	17,600	211,200	20,856	250,272	104,280
合計					4,779,600		5,371,320	2,238,050

義務教育等教員特別手当減額合計	4,779,600
教職調整額減額合計	5,371,320
教職調整額一時金相当分減額合計	2,238,050
退職金の教職調整額相分減額合計	1,307,671
総合計	13,696,641

＊８７年度から９５年度までは実際の給料額
　９５年度以降の給料額は９５年４月現在の給料表を使用

活動日誌〈抜粋〉1995.6.14～1995.7.15

6・14　一時金交渉。
20　分会総会。
22　一時金交渉。
7・4　法対会議。
6　通信No.78発送。
8　法対会議。
11　神戸地裁第二回公判。
15　兵高教阪神支部総会。

夏季カンパのお願い

震災後半年が経過したとはいえ、生活の落ちつきをとり戻せぬ日々が続きます。いよいよ市公平審と公判を併行して進めることになりました。会費納入、カンパにつき出来るかぎりのご協力をお願いいたします。

住所変更の方はご連絡下さい

震災等により住所を変更された場合、事務局に新住所をご連絡下さい。転送期間が過ぎ通信をお届けできなくなりますのでよろしく。

後　記

今年の夏は二度の合宿を予定しています。八年間の公平審で明らかにした争点をまとめていくことになります。暑い夏になりそうです。お互いに身体には気をつけましょう。